

奨学金給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東華教育文化交流財団（以下「この法人」という。）定款第4条第1号に基づき、奨学生及び奨学金支給事業の細則について定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、学資の支給を受ける者を奨学生といい、給付する学資を奨学金という。

(奨学生となる条件)

第3条 奨学生は、中国（台湾、香港、マカオを含む。以下、同じ。）から日本の大学、大学院に在学又は入学する私費中国人留学生及び中国の大学、大学院に在学又は入学する私費留学生で、学力優秀・身体健康であり、かつ、留学生活上経済的援助を必要とする者を対象とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の給付

(奨学金給付の申請手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付願書に次の書類を添え、この法人に申請しなければならない。

- (1) 推薦書（指導教官等による）
- (2) 質問書
- (3) 在学証明書又は入学許可書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票の写し又は戸籍謄本

(奨学生の決定)

第5条 奨学生の選定は、前条の申請のあった者について選考審査委員会であらかじめ選考及び審査した候補者のうちから理事会が決定する。

2 前項により奨学生を決定したときは、その旨を直接、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けた日から2週間以内に誓約書を提出しなければならない。

(奨学生の選考基準)

第6条 奨学生の選考及び審査は、この規程及び別掲の基準に基づき、総合的に評価して行う。

(奨学金の金額)

第7条 奨学金額は、おおむね次の基準による。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 来日留学生 | 月額 10万円 |
| (2) 訪中留学生 | 月額 3万円 |

(奨学金の支給期間)

第8条 奨学金の支給期間は、1年以内とする。ただし、継続して支給する場合は、1年を越えない範囲で支給することとする。

(奨学金の支給方法)

第9条 奨学金は、3ヶ月毎に、最も適当にしてかつ確実な方法により奨学生に支給する。

(奨学金の支給打ち切り、休止又は減額)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められたときは、奨学金の支給を打ち切るものとする。

- (1) 傷病等のために就学の見込みを失ったとき
 - (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
 - (3) 休学の事由が不適當となったとき
 - (4) 退学
 - (5) その他奨学生として不適當となったとき
- 2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を休止するものとする。
- (1) 傷病等により、休学するとき
 - (2) 支給を休止することが、適當と認められたとき
- 3 何等かの事由により所定の給付金額を要せずと認められたとき、審議のうえ減額することができる。

(奨学金の辞退願)

第11条 奨学生は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合、奨学金辞退願を提出しなければならない。

第3章 補則

(奨学生の報告義務)

第12条 奨学生は、次の事項について、速やかに報告しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
 - (2) 退学その他の処分を受けたとき
 - (3) 本人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき
- 2 前項各号のほか、奨学生は在学 1 年間の学業成績を、報告しなければならない。

(規程の変更)

第 13 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

別掲 (奨学生に関する選考審査基準)

- 1 奨学生の選考及び審査は、次に掲げる基準に基づいて行うものとする。
 - (1) 学力等が、次の基準を満たしていること。
 - 大学又は大学院等における学業成績が、平均水準以上である者
 - 特定の分野において、優れた資質能力があると認められる者
 - 大学又は大学院等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
 - (2) 家族構成、学費、家賃等を勘案して、留学生活上経済的援助を必要とすると認められる者で、国若しくは地方公共団体又は他の団体等から月額 2 万円超の奨学金等を受ける見込みがないこと。
- 2 前項の基準を同程度満たす者が 2 名以上いたときは、その者の出身地若しくは居住地又は在籍大学等を考慮して選考及び審査をすることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 63 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 平成元年 12 月 6 日一部変更
- 3 この規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 4 平成 24 年 5 月 22 日一部変更